

令和元年10月以降の保育料（認定こども園（保育所部分）、保育所）

階層	定義	保育料(月額)	
		3歳未満児 (3号認定)	
		標準時間	短時間
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4に規定する里親である教育・保育給付認定保護者の世帯	円 0	円 0
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0
第3階層	均等割の額のみ（所得割の額のない世帯）	13,000	12,800
第4階層	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	17,000	16,700
第5階層	市町村民税所得割課税額 48,600円以上72,800円未満	21,000	20,600
第6階層	市町村民税所得割課税額 72,800円以上97,000円未満	26,000	25,500
第7階層	市町村民税所得割課税額 97,000円以上	29,000	28,500

備考

- ひとり親世帯や在宅障害児（者）のいる世帯で、市町村民税所得割課税額77,101円未満の世帯について、第3～5階層又は第6階層で市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯は、保育の必要量を問わず第1子が6,000円、第2子以降が無料となります。
- 所得割合算額は、税額控除（配当控除、住宅借入金等特別控除、寄附金税額控除等）の適用前の課税額です。
- 転入等により所得課税状況が確認できない場合や未申告の場合は、最高額（7階層）に決定することがあります。